

日本建築学会東北支部災害調査連絡会内規

第1条（目的）

本連絡会の目的は、東北地域における地震および各種災害が発生した際の調査、広報などに関わる連絡や調整および関連事業の企画立案と支援を行う。

第2条（委員長）

委員長は支部長が指名し、支部役員会の同意をもって任命する。

第3条（連絡調整幹事会）

委員長の下に連絡調整幹事会をおく。連絡調整幹事は、各研究委員会の部会長ならびに部会から推薦された委員の2名とする。この2名のうち1名は仙台在住者とし、もう1名は他地域在住者とする。

第4条（業務）

連絡調整幹事会は次の業務を行う。

1. 被害調査における各種大学、官公庁、各種関連団体との連絡および調整。
2. マスコミ等への対応の連絡および調整。
3. 災害や防災に関する講演等の事業ならびにこれらを行う他団体への支援。

第5条（予算）

予算は支部研究委員会と同様に扱う。

第6条（任期）

委員長ならびに幹事の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。また、任期の途中で部会長が交代した場合は、残りの任期を務めるものとする。

第7条（その他）

この内規にない事項については、委員長および連絡調整幹事が協議して決定する。

付則

1. この規定は、2002年4月1日から施行する。
2. この規定は、2024年3月27日から施行する。